

微生物専門調査会及びウイルス専門調査会の
ワーキンググループの設置について（案）

1 経緯

- (1) 食品安全委員会第74回会合（平成16年12月16日）において、食品安全委員会が自らの判断により行う食品健康影響評価として次の事項を決定した。
 - ア 食中毒原因微生物の評価指針の策定
 - イ 評価すべき優先順位の決定
 - ウ 個別の微生物について評価を行うこと
 - エ これらの審議を微生物・ウイルス合同専門調査会で行うこと
- (2) 食品安全委員会第145回会合（平成18年6月1日）において、食中毒原因微生物の評価指針を「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針（案）」（以下「評価指針（案）」）として決定・公表した。
- (3) 食品安全委員会第164回会合（平成18年9月11日）において、微生物（第18回）・ウイルス（第11回）合同専門調査会で策定した9つの食品と微生物の組合せに関するリスクプロファイル及び以下の4つの優先案件の選定について了承し、検討グループを設置してさらに検討することを指示した。
 - ア 鶏肉を主とする畜産物中のカンピロバクター・ジェジュニ/コリ
 - イ 牛肉を主とする食肉中の腸管出血性大腸菌
 - ウ 鶏卵中のサルモネラ・エンテリティディス
 - エ カキを主とする二枚貝中のノロウイルス
- (4) 食品安全委員会第199回会合（平成19年7月19日）において、当該検討グループの検討結果及び意見交換会の結果等を踏まえ、微生物・ウイルス合同専門調査会でとりまとめたとおり、食品安全委員会が自らの判断により行う食品健康影響評価としてカンピロバクターの評価を実施することを決定した。
- (5) 今後、鶏肉を主とする畜産物中のカンピロバクター・ジェジュニ/コリのリスク評価を進めて行くに当たり、作業を効率的に進めるため、微生物専門調査会及びウイルス専門調査会の下にワーキンググループを設置することとする。

2 運営

(1) ワーキンググループの設置

微生物専門調査会及びウイルス専門調査会の下にワーキンググループを設置し、鶏肉を主とする畜産物中のカンピロバクター・ジェジュニ/コリに係るリスク評価について審議し、リスク評価書（案）をとりまとめる。

(2) ワーキンググループの構成

ワーキンググループは、微生物専門調査会及びウイルス専門調査会の専門委員で構成する。ワーキンググループのメンバーと責任者は、微生物専門調

査会及びウイルス専門調査会の座長が決定する。

また、微生物専門調査会又はウイルス専門調査会の座長が必要と認めた場合には、有識者を参考人として招聘することができる。その場合、審議経過及び作成した文書に参考人を明記する。

(3) ワーキンググループ会合

ワーキンググループ会合は、微生物専門調査会及びウイルス専門調査会の座長が招集することとし、各責任者を議長として審議を行う。

また、ワーキンググループ会合は原則として公開で行うこととする。

なお、微生物専門調査会及びウイルス専門調査会に属する専門委員は、検討グループ会合に自由に参加することができる。

(4) 検討成果の取り扱い

ワーキンググループでまとめた審議成果については、微生物専門調査会及びウイルス専門調査会へ報告する。また、ワーキンググループの審議状況についても、適宜、微生物専門調査会及びウイルス専門調査会へ報告する。

3 その他

ワーキンググループに関するその他の事項については、微生物専門調査会及びウイルス専門調査会の座長の指示に従うものとする。